企業版ふるさと納税の批判的検討：理論、政策過程、談合をめぐる報道の分析から

茨城大学　准教授　掛貝祐太

▌概　要 ▐

0　はじめに

本研究は、企業版ふるさと納税（地方創生応援税制）を、財政学の原則論・政策過程・規範理論の三層から批判的に検討し、制度がもたらすリスクと問題点を整理した。個人版については批判的研究が蓄積しつつある一方、企業版については批判的なまとまった整理がほとんどなく、財政学的な参照点が乏しいまま制度が拡大してきた。

そのため本研究では、この研究上の空白そのものを問題として捉え、制度を「望ましいプロジェクトの資金源」として称揚するのではなく、民主的統治としての手続・配分・説明責任の設計から批判的に点検することを目的とした。以下ではすでに査読付き論文として公刊されている拙稿（掛貝祐太[2025]「企業版ふるさと納税の批判的検討： 原則論，導入過程，ウォーク・キャピタリズム」『日本地方財政学会研究叢書』(32)におおむね依拠する形で、主要な発見を整理し、刊行後の研究の展開についてもまとめる。

1　研究方法

第一に、内閣府資料等に基づき、税制上の仕組み（税額控除の構造）、運用指針、見返り禁止の範囲を整理した。 第二に、年度別寄附実績や、国会会議録検索システム上の言及回数を整理し、制度拡大のテンポと、政治過程上の争点の集中を把握した。そして、国会内の議論の内容分析を行った。 第三に、報道・自治体資料等の二次資料に加え、導入過程に関する公開情報の限界（議事録が残らない／行政文書として公開されにくい）自体を制度設計の特徴として位置づけた。

制度導入の出発点としては、菅義偉氏が 2015 年 6 月 29 日の記者会見で「地方創

生」の名目の下で制度を検討する勉強会の設置を述べ、翌年度の税制改正大綱への盛り込みと実施を目指す日程が示されている。勉強会は古谷官房副長官補（当時）をトップに、財務省・総務省・内閣府等の担当者で構成するとされるが、非公式の担当者会合に近く、行政文書として議事録が公開されず、情報公開請求でも詳細が得にくい。そのため、担当者へのメール・電話でのヒアリングや、当時の関係者へのヒアリングにより補足することとした。

今後の研究として、内閣府が各自治体に対して実施した企業版ふるさと納税についての調査について、情報開示請求を行っており、現在の利用実態についての定量的な解明についても行う予定である。

２－１　税制優遇の規模と制度拡大の速度

現行制度（2020（令和 2 年）度以降）では、寄附額の九割を控除に充てることができ、そのうち六割分は税額控除（法人事業税二割、法人住民税四割、残額は法人税。ただし一割が限度）として扱われる。制度導入当初は税額控除が三割で、合計六割減免に留まっていたが、拡充により九割へ強化された。 実績額は 2016 年度 7.47 億円から 2022 年度 341.07 億円へと急増している。これは、同じタイムスパンでの増加の速度だけ見れば､個人版ふるさと納税の増加速度を上回る｡そのため、現状の絶対額だけみれば確かに個人版には及ばないのであるが、制度の問題性を看過・矮小化することは、のちのち批判的な検討をしようとしても、既に縮小・廃止が困難な状況ともなりうることを示している。

２－２　「見返り禁止」の狭義運用と抜け道

企業版ふるさと納税は､「経済的な見返り」を企業に与えることを禁止している点が個人版のものと大きくことなる。しかし、運用上､「寄附の用途が結果的に企業の事業活動に資する」こと自体は禁じられておらず、事実上の企業の“投資”となって「間接的な利益」が得られるケースが排除されない。 また「専属的利用」の解釈では、プロスポーツチームの本拠地としての使用が計画されていても、住民や他団体の利用が形式上排除されていなければ問題にならない、という説明がなされる。実際に水戸市や鳥栖市で同種の事例が確認できるとされ、制度が“中心的利用者”の偏りを容認しうることが示された。さらに国見町では、見返りとして入札仕様が

特定企業群に有利になるよう設計された疑いが指摘され問題となったが、寄附法人の子会社･関連企業が契約相手方となることも一律に禁止されていない。これらは、制度が「明白な見返り」を避けつつ、企業が政策領域に影響力を及ぼす回路（計画段階の関与、間接利益、契約関係の連動）を温存していることを示している。

２－３　計画段階からの企業関与–所沢市と KADOKAWA の事例

くわえて、制度上は「自治体が計画を策定→国が認定→企業が寄附」という流れが想定されていた。しかし、実際には寄附以前の段階から企業側の意向を強く反映させた事業形成が可能である。例えば、所沢市では、市長と KADOKAWA 会長を「ジェネラルプロデューサー」とする共同プロジェクトを進め、アドバイザリーボードや推進会議の設置、企画運営会社の設立など、企業の関与を前提とした枠組みが形成されていた。 こうした構造は、自治体の方針や事業内容が、特定企業の影響下に置かれ、財政民主主義を歪めかねないという懸念を具体的に裏づける。

２－４　政策過程と国会での論点–監視の空白と“性善説”

国会での議論を整理しよう。議事録を分析すると、導入時には①当初は、あくまで自治体の側がプロジェクトを策定するとされていたこと、②経済的利益の定義の曖昧さ、③監視・透明性、④応益性原則の論じられ方、⑤「パブリック性」という語の用法という五点が主要な論点となっていた。 後の拡充期（控除額を 6 割から 9 割へ引き上げる議論が行われた時期）には､地方六団体の立場にも変調がみられる。導入時の段階では六団体がモラルハザードへの警戒を示した旨が答弁で触れられるが、その後は、課題解決手段として地方六団体から高く評価されているとの答弁も現れた。つまり、地方六団体の立場が、警戒から「有効活用」へと論調が転換したことが示唆される。自治体間の協調は、租税競争を抑える王道であることを踏まえると、この転換は制度拡大の歯止めが効きにくい構造を示す。

導入時の③の論点は拡充期にも再燃し、内閣府が定めるガイドラインの違反を恒常的にチェックする固有の監視機関がないことが批判された。これについて、議員側から「全く性善説に基づいて」いるとの指摘がなされた。寄附額や事業別内訳が公にされない可能性がある以上、チェック機能自体が働きにくい、という問題も再論されている。

２－５　財政学の原則論からの体系化

さらに、本研究は企業版が地方税原則（安定性・普遍性・応益性・負担分任・自主性）および租税原則（公平・中立）とも齟齬がある点を指摘した。それだけでなく、企業の一存で歳入が左右されること、企業との繋がりの有無で利用可能性が偏ること、更には、本来禁止されている「経済的見返り」を狭義に内閣府が解釈することで、一企業の意向に沿う支出とセットになり得ることなどが問題となる。つまりは、財政民主主義から乖離して、企業が税制上の減免を得ながら、企業の意向に沿った支出が行われかねないのである。

２－６　なぜ支持されるのか–効果的利他主義とウォーク・キャピタリズム

その後の制度拡充によって、企業負担が四割から一割へ縮小した結果、仲介事業（ポータルサイト等）により、その一割すら相殺されうる。したがって「歳入が純増する」「結果的に、パブリックなものにお金が使われる」という評価は過大に見積もるべきではない。 実際、仲介事業者の手数料、広告費、職員人件費などが自治体側に発生し得ることが指摘されている。しかしながら、このように制度が根本的には財政民主主義や住民自治に矛盾する要素を持ちながらも、「パブリック性のあるもの」や「漠然と社会貢献に繋がりそうなもの」としてパッケージングされる点自体が、政治的支持の獲得に働くという構造を指摘できる。体裁と実態の乖離が巧妙であるほど、制度の問題点が可視化されにくいのである。

制度が政治的支持を集める背景として、(i)「私的利益と公的利益が一致するなら良い」という直観的な捉えられ方（≒効果的利他主義）と、(ii) 社会正義のポーズが批判を弱めるメカニズム（ウォーク・キャピタリズム)、を検討した。前者は効果的利他主義（EA）の擁護論に接続しうるが、前述の通り「効果的かどうか」自体が取引費用との関係で揺らぎうるものである。後者については、「ウォークネスのメッキ（woke washing)」により、財政民主主義に基づくニーズとしての承認がないまま、なんとなく“パブリック性があるもの”として承認されてしまう現象が観察されうることを指摘した。

２－７　小括

制度再検討の論点としては、少なくとも（a）寄附企業・寄附額・充当事業・契約関係の公開を原則化し、非公表の例外を狭めること、（b）寄附企業・関連企業による受注や随意契約の制限を厳格化すること、（c）Q&A を単なるガイドラインに留めず第三者を含む監視・検証の仕組みを設けること、（d）税制上の租税支出として国会・議会での説明責任を強化すること、が考えられる。しかしながら、もっとも効果的な対処法は制度自体の廃止である。かつて国会で制度を擁護する立場から答弁していた石破茂氏も、直近のインタビューでは制度の見直しを進めるべきである旨を述べている。内部から異論が出ているにもかかわらず、制度の批判的検討が進みにくい背景には、個人版と同様に菅義偉氏からのプレッシャーもあるということが総務省の元職員へのヒアリングからは示唆された。

以上より、企業版ふるさと納税は、強力な税制優遇の下で急拡大する一方、間接的な利益を許容しうる運用解釈、計画段階からの企業関与、監視機関の欠如と情報非対称、地方税原則・財政民主主義との矛盾を抱えることが明確になった。研究成果は、制度の「活用」ではなく、制度が生む問題を研究課題として提示し、政策議論における学術的参照点を提供する点に意義がある。

３　今後の方針と社会的な発信にむけて

企業が自治体の方針に影響力を持つという構造への懸念は、福島県国見町における入札談合が明らかになり、実際のものとなった。その意味で時局的な重要性をもった本研究の課題設定を鑑み、社会貢献の観点も重要視した。研究成果は一般向けのウェブ媒体記事でも発信してきたほか、複数回の報道機関からの取材依頼に答えた。また、企業版ふるさと納税の導入を検討していた韓国政府から依頼を受けて講演を行い、その場では導入に慎重な意見が多く出された。

冒頭でも述べた通り、現在は内閣府における各自治体に対しての利用実態調査について、情報開示請求を行っており、利用実態の定量的な把握についても、研究を進める予定である。

参考文献

石破茂(2024)「石破茂「企業版ふるさと納税は見直すべきだ」 初代･地方創生担当大臣は今､何を思うか」『東洋経済オンライン』
(https://toyokeizai.net/articles/-/750732?page=2)
奥谷明，村山和弘，& 勝谷聡一．(2023)．「企業版ふるさと納税を通じた地方創生--京都府宇治田原町」『公共空間：政策の現場から最前線を伝える情報誌』，21，1-4.
カール・ローズ（2023）庭田よう子（訳）中野剛志（解説）『Woke capitalism：「意識高い系」 資本主義が民主主義を滅ぼす』東洋経済新報社
河野真太郎（2023)「これからの「ソーシャル・グッド」の話をしよう。「効果的な利他主義」のジレンマを乗り越えるヒントとは」
（https://ashita.biglobe.co.jp/entry/2023/10/31/110000）
国会会議録検索システム（https://kokkai.ndl.go.jp/#/）
国税庁「平成 28 年度 法人税関係法令の改正の概要」
（https://www.nta.go.jp/publication/pamph/hojin/kaisei_gaiyo2016_4/01.htm）
鈴木善充．(2023)「企業版ふるさと納税の現状と課題：2020 年度改正の影響」『近畿大学短大論集』，56(1)，1-13.
鈴木善充(2021)「企業版ふるさと納税についての検討」『近畿大学短大論集』，54(1)，19-31.
鈴木善充 & 橋本恭之(2017)「ふるさと納税に関する研究」『生駒経済論叢』，15(2).
高橋正憲，小坪拓也，& 竹田憲一（2022).「企業版ふるさと納税を活用した地域課題解決プラットフォームの構築-SDGs スタートアップ方法論適用モデル ②」『プロジェクトマネジメント研究報告』，2(1)，101-106.
所沢市・株式会社 KADOKAWA（2016)「COOL JAPAN FOREST 構想 ～新しい物語を所沢から～」
(https://www.city.tokorozawa.saitama.jp/shiseijoho/cjf/ayumi/CJFkousousakutei.files/mokuji-okutuki.pdf)

財務省「平成 28 年度税制改正要望」
（https://warp.da.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/11122457/www.mof.go.jp/tax_policy/tax_reform/outline/fy2016/request/index.htm）
内閣府(2019)「地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）について」
（https://www.chisou.go.jp/sousei/meeting/tihousousei_setumeikai/h31-04-24-shiryou4.pdf）
内閣府(2024)「地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）について」
(https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/pdf/R060329gaiyou.pdf)
内閣府(2023)「地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）の令和 4 年度寄附実績について」
(https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/pdf/R04_keinen_zisseki.pdf)
橋本恭之，鈴木善充，& 武者加苗.（2017)「［研究ノート］夕張市のふるさと納税制度について」『關西大學經済論集』，66(4)，235-248.
肥田木佳織.（2020)「地方自治体と中小企業の連携戦略による CSV 活動―企業版ふるさと納税に注目して―」『商大ビジネスレビュー』，10(1)，165-184.
ピーター・シンガー（著)，関 美和（翻訳)（2015)『あなたが世界のためにできる たったひとつのこと 〈効果的な利他主義〉のすすめ』NHK 出版
山田喜康.（2019)「「ふるさと納税制度」 と 「企業版ふるさと納税制度」 の相違点および問題点（北原明彦教授追悼号)」『熊本学園商学論集』，23(1)，47-63.